

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	城東浄水場超音波流量計 修繕	諸設備工 事	鶴見区横堤4 - 29 - 60	向洋電機(株)	5,616,000	平成30年4月27日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	K6	-
2	柴島浄水場外2か所水質 計器整備修繕(その4)	諸設備工 事	東淀川区柴 島1-3-14 外	(株)ダイケイケイ サービス関西	17,258,400	平成30年4月24日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

城東浄水場超音波流量計修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、城東浄水場に設置している超音波流量計の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該超音波流量計は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に承継されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その4）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕が履行可能な業者は、東亜ディーケーケー（株）より整備業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）